

藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会」（以下「連絡協議会」）と称す。

(事務所)

第2条 連絡協議会の事務所は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団スポーツ所管課内に置く。

(目的)

第3条 連絡協議会は、障がい者スポーツを「する」、「支える」団体が相互に連携して障がい者が安心してスポーツに親しめる環境を築くことにより、障がい者の心身の健康の増進、社会参画の促進を図るとともに市民の障がい者に対する理解を深め、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障がい者スポーツ活動の推進、啓発、奨励に関する事業
- (2) 障がい者スポーツ大会の開催
- (3) 障がい者スポーツ団体及び関連団体の連携及び協力に関する事業
- (4) 障がい者スポーツに関する広報活動
- (5) 障がい者スポーツ指導者・ボランティアの養成
- (6) 市又は関係機関が行う障がい者スポーツ事業への協力
- (7) その他、連絡協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 連絡協議会は、加盟団体及び関係団体で構成するものとし、それぞれの団体は別表のとおりとする。

(加盟団体)

第6条 加盟団体は、藤沢市内で活動する障がい者スポーツに関する事業を行う団体であって、連絡協議会に加盟したものとする。

- 2 加盟の手続きは、加盟申請書を会長に提出し、運営委員会での審査を経て会長の承認を受けるものとする。
- 3 加盟団体は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行う。
- 4 加盟団体が連絡協議会から脱退しようとするときは、その理由を記載した脱退届を提出する。

- 5 連絡協議会は、加盟団体が連絡協議会の加盟団体として不適当と認められるときは、脱会を含む処分を行うことができる。

(関係団体)

第7条 関係団体は、第3条の目的に賛同し、加盟団体の支援をするものとする。

- 2 前条第2項から第5項までの規定は、関係団体について準用する。

(役員)

第8条 連絡協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 2名 |

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、経理事務を処理する。
- 4 監事は、連絡協議会の会計を監査する。

(役員の選任)

第10条 役員は、総会で選任する。

- 2 役員の候補者は、運営委員会で選出する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充の役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期を満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議)

第12条 連絡協議会の会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

第13条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、構成団体の3分の1から付議する事項の提示を受けて総会の招集の請求があったときは、速やかに招集しなければならない。
- 3 総会の議長は、会長とする。
- 4 総会は、構成団体の2分の1以上（委任状を含む。）の出席により成立する。

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び事業報告の承認に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 役員を選任に関する事。
- (5) 第6条第5項の規定による処分に関する事。
- (6) その他、連絡協議会の運営に必要な事項に関する事。

2 議事は出席者の過半数の同意を持って決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会の議長は、会長とする。

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 総会で決定された事項の執行
- (2) 加盟申請書に係る審査
- (3) 連絡協議会の運営上必要な事項の企画及び立案

(専門部会)

第17条 連絡協議会は、運営委員会の決議を経て必要な専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門事項について処理し運営委員会に意見を具申する。

3 専門部会について必要な事項は、運営委員会の決議を経て別に定める。

(会長の専決処分)

第18条 会長は、第14条第1項第1号の事項のうち、加盟団体及び関係団体の加盟、変更又は脱会（第6条第5項の処分によるものを除く。）については、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(経費)

第19条 連絡協議会の運営に必要な経費は、寄附金、賛助会費、その他の収入をもってあてらる。

(賛助会員)

第20条 連絡協議会の運営に資するために、連絡協議会の目的に賛同する者及び団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会費は、次の区分によるものとする。

(1) 団体1口 5,000円

(2) 個人1口 3,000円

(会計年度)

第21条 連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第22条 連絡協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置く。

3 事務局に関する事項は、運営委員会において定める。

(その他)

第23条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の承認を得て会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成30年8月23日から施行する。

2 この規約は、令和4年4月27日から施行する。

3 この規約は、令和4年6月22日から施行する。

4 この規約は、令和5年7月1日から施行する。

<別表>

藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会構成団体

種別		名称	運営委員
加盟団体	競技団体 競技クラブ	神奈川湘南卓球クラブ	1
		藤沢市アーチェリー協会	1
		藤沢市ローリングバレーボール協会	1
		藤沢市山岳・スポーツクライミング協会	1
関係団体	障がい者当事者団体	藤沢市肢体障害者協会	1
	障がい者指導者団体	神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会	1
	福祉団体	社会福祉法人光友会	1
	地域スポーツ団体	藤沢市スポーツ推進委員協議会	1
	総合型地域スポーツクラブ	一般社団法人善行大越スポーツクラブ	1
	民間企業	東京ガスネットワーク株式会社神奈川西支店	1
	特定非営利活動団体	認定NPO法人スペシャルオリンピックス 日本・神奈川	1
	行政	藤沢市福祉部障がい者支援課	1
	行政	藤沢市生涯学習部スポーツ推進課	1